

現場代理人の常駐義務の緩和

○見直し内容

現場代理人について、複数の工事の現場代理人を兼務することを承認

○現場代理人の兼務を認める要件

次の条件を満たす場合に、複数の工事の現場代理人を兼務することを例外的に認める。

- (1) 兼務できるのは、3つの工事まで
- (2) 兼務する工事がすべて県発注工事
- (3) 兼務する工事現場がすべて同一の市町内
- (4) 請負金額の合計が2,500万円未満（建築一式の場合は5,000万円未満）（税込み）

○現場代理人兼務の手続

契約締結後に、兼務する他の工事等を記入した申請書を各発注機関に提出

○その他

設計変更により、兼務する工事の請負金額が、税込み2,500万円以上となった場合は、現場代理人の変更手続を行う。